

1. 統一的な減免基準の対象となる施設

施設名称	備考
1 農村研修センター	高麗・高萩南
2 高麗郷古民家	
3 巾着田曼珠沙華公園	
4 巾着田多目的広場	
5 総合福祉センター	ぬくぬく・地域包括支援センターを除く
6 生涯学習センター	図書館、保健相談センターを除く
7 文化体育館(ひだかアリーナ)	
8 公民館	高萩、高麗川、高麗、高麗川南、高萩北、武蔵台
9 市民プール	
10 日高総合公園	
11 市内小・中学校体育館	
12 夜間照明施設	高麗小学校、高麗川中学校、高萩北小学校
13 横手台グラウンド	北側・南側ソフトボール場

2. 基準の施行により減免の対象ではなくなる利用者

利用者	対象施設	改定の内容	経過措置の適用
① 公民館登録サークル	公民館 生涯学習センター	(現在)100%免除 ⇒ (今後)免除なし (現在)100%免除 ⇒ (今後)免除なし	基準(案)「5 経過措置の適用について」のとおり、令和6年度までの間に、減額割合を2分の1以内にする経過措置を設ける可能性があります。
② 児童・生徒主体サークル	市内小・中学校体育館、夜間照明施設	(現在)50%減額 ⇒ (今後)減額なし	
③ 私立高校等	文化体育館(ひだかアリーナ)	(現在)100%免除 ⇒ (今後)免除なし	

3. 障がい者に対する使用料の配慮について

施設名称	現行の配慮の内容	改定の内容
① 曼珠沙華公園	入場料無料(300円⇒無料)	今後も変更なし
② 総合福祉センター	入浴料半額(200円⇒100円) 障がい者を主たる構成員とする団体が利用する場合は、 会議室等無料((例)会議室A200円/1時間⇒無料)	今後も変更なし 今後も変更なし
③ 市民プール	休館日に障がい者を主たる構成員とする団体が占用利用する際に、 入場料を免除(200円⇒無料)	今後は他の施設との均衡を考慮し、減額又は免除

4. 公共的団体に対する使用料の減免について

施設名称	現行の配慮の内容	改定の内容
① 文化体育館(ひだかアリーナ)	大会、発表会、総会その他の公共的な行事に使用する場合に半額	今後は基準3に則り減額又は免除
② 日高総合公園	大会及び公共的な行事に使用する場合に半額	今後は基準3に則り減額又は免除

5. 現在無料となっている施設の有料化について

施設名称	内容
① 公民館テニスコート (高麗、高萩北、武蔵台公民館)	有料化
② 横手台テニスコート	有料化